

一般社団法人 静岡県食品衛生協会定款

平成24年4月 1日 施行

平成24年5月29日 一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県食品衛生協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止し、食品の質の向上を図り、食品関係事業者及び消費者に対して広く食品衛生思想の普及啓発等を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業
- (2) 食品衛生責任者の養成及び研修に関する事業
- (3) 食品衛生指導員の育成及び活動支援に関する事業
- (4) 食品衛生推進員による助言及び指導に関する事業
- (5) 食品衛生功労者及び食品衛生優良施設の表彰に関する事業
- (6) 静岡県ミニHACCP承認事業
- (7) 食品営業賠償共済等に関する事業
- (8) 刊行物斡旋に関する事業
- (9) 収入証紙売り捌きに関する事業
- (10) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 協会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

静岡県内の保健所の管轄区域の全部又は一部を地区とし、飲食に起因する疾病の防

止、食品衛生思想の普及及び食品の品質の向上を図ることを目的とする団体であって、協会の趣旨に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

前号以外のもので、協会の趣旨に賛同して入会したもの

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、協会の目的を達成するため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費を1年以上納入しないとき。
- (5) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (6) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議を経て別に定める所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、

これを返還しない。

第4章 総 会

(種類)

第12条 協会の総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会において、正会員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第14条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会は、第16条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度の終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求をした正会員が、一般社団・財団法人法第37条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 会長（前条第2項第3号の規定により正会員が総会を招集する場合にあっては当該正会員）は、総会の日から1週間前までに、正会員に対して、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 前項の場合において、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを理事会で決議したときは、総会の日から2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

5 会長（前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合にあっては、当該正会員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、正会員の書面

又は電磁的方法による承諾を得て、通知を発することができる。

6 前5項の規定にかかわらず、総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第4項に規定する議決権の行使に関する事項を理事会で定めた場合は、招集の手続を省略することはできない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条 総会は、この定款に別に定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第19条 総会の議事は、法令又はこの定款に別に定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項後段の場合において、議長は、正会員として表決に加わることができない。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに協会に提出しなければならない。

2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、協会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第21条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までこれを協会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第22条 電磁的方法による議決権の行使は、協会の承諾を得て、法務省令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により協会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議等の省略)

第23条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った者がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(総会運営規則)

第 25 条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 26 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 6 人以内
- (3) 専 務 理 事 1 人
- (4) 理 事 (会長、副会長及び専務理事を含む。) 20 人以上 25 人以内
- (5) 監 事 3 人以内

(役員を選任等)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 前項の会長及び副会長の 1 人をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 会長は、協会を代表し、業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐して、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行するとともに、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (6) 第4号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (7) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。
- (8) 理事が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければならない。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議を経て別に定める。

(役員損害賠償責任の免除)

第33条 協会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事及び監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第34条 協会は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。この契約における責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項その他必要な事項を記載した書面を理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 44 条 協会は、剰余金の分配をすることができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 協会は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第 46 条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(解散時の残余財産)

第 47 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 49 条 協会に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で別に定める。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は伊藤 博、副会長は櫻井 宏、関谷和雄、手塚昭次、山中一成、伊藤和文、杉山雅美、専務理事は遠藤 壽とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別記様式第1号

会員入会申込書

年 月 日

一般社団法人静岡県食品衛生協会
会長 様

所在地〒

名 称

代表者

一般社団法人静岡県食品衛生協会定款第6条の規定により、会員として入会したいので申し込みます。

記

会 員 の 種 類		正 会 員・賛 助 会 員
団 体	名 称	
	所 在 地	〒
	代表者役職 及び氏名	
業 務 の 概 要		
担当者氏名 所属 ・ 職		
摘 要		

会 員 退 会 届

年 月 日

一般社団法人静岡県食品衛生協会
会長 様

所在地〒

名 称

代表者

一般社団法人静岡県食品衛生協会定款第9条の規定により、退会したいので届け出ます。

記

会 員 の 種 類		正 会 員 ・ 賛 助 会 員
団 体	名 称	
	所 在 地	〒
	代表者役職 及び氏名	
摘 要		